

労働基準法、最低賃金法等の届出は、電子申請が便利 です！ オフィスから、インターネットを経由して、スピーディに届出！！

労働基準法、最低賃金法等の規定に基づく届出や申請などについて、書面での手続ではなく「電子申請」を使うことで、インターネットを経由して簡単・便利に手続ができます！また、労働基準法等の届出等については、全ての手続で電子申請が可能です。

電子申請によるメリット

- ☆いつでもどこでも手続可能！
 - ☆簡単・スピーディに申請！
- 電子申請のメリットや事前準備については、リーフレット、パンフレット、事前準備ガイドをご覧ください。

労働基準法、最低賃金法等の届出等は、**電子申請**が便利です！
オフィスから、インターネットを経由して、スピーディに届出！！

「36協定届」、「就業規則の届出」など、労働基準法の届出等は、すべて電子申請が利用可能です！
電子政府の総合窓口「e-Gov（イーガブ）」にアクセス！！

いつでもどこでも手続可能なんだ！

労働基準監督署の窓口に行く必要はありません。いつでも利用できるので、窓口での待ち時間がなく、オフィスにいなから届出等ができます。

| | |
|--------------------|---|
| 労働基準法に定められたすべての届出等 | <ul style="list-style-type: none"> ● 時間外・休日労働に関する協定届（36協定届） ● 就業規則の届出 ● 1年単位の変形労働時間制に関する協定届 など |
| 最低賃金法に定められた届出等の一部 | <ul style="list-style-type: none"> ● 最低賃金の減額特例許可の申請 など |

簡単・スピーディに申請できるよ！

インターネット上の様式に必要事項を入力し、電子証明書を添付してクリックするだけで手続ができます。大量の書類への記入も、電子申請ならデータでスピーディに処理できます。

導入も簡単だよ！

マイナンバーカードや住民基本台帳カード（以下「マイナンバーカード等」といいます。）を使うと、電子証明書の取得の手間や費用がかりません。
※ICカードリーダライタ（マイナンバーカード等を読み込む機器）が別途必要です。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署 (H30.2) 1

労働基準法等の電子申請に関する基本的な流れ

実際に電子申請してみましょう！（「時間外労働・休日労働に関する協定届」の手続を例に紹介します。）

- 1 電子申請の手続を検索します。（パンフレット 7ページ）
e-Gov 電子申請システムから「申請（申請者・代理人）」をクリックし、「e-Gov 電子申請手続検索」のページに進み、電子申請する手続を検索します。
- 2 届出様式を作成します。（パンフレット 8・9ページ）
「申請書を作成」ボタンをクリックし、届出様式の記載事項を入力します。
- 3 電子証明書を添付して、申請データを e-Gov に保管し、申請届出書預かり票を発行します。（パンフレット 10～13 ページ）
「署名して次へ進む」ボタンをクリックし、電子証明書を添付します。他に電子申請する手続がなければ、「これまでに作成した申請届出書を e-Gov に保管します。」を選択すると、申請届出書預かり票が発行されますので、パソコンの任意の場所に保存してください。
- 4 作成した申請書を提出先に送信します。（パンフレット 14～17、18 ページ）
「申請書送信」ボタンをクリックして、申請届出書預かり票の読込、作成した申請の選択、申請者基本情報の入力、提出先を選択した後、「チェックした申請届出書を提出」ボタンをクリックして、申請書を提出先に送信します。また、申請の完了後に表示される「到達番号」と「問合せ番号」は、状況照会の際に必要になりますので、必ず保存してください。

状況照会

状況照会画面において、「到達番号」と「問合せ番号」を入力して、審査状況を確認します。

e-Gov（イーガブ）ウェブサイトについて <http://www.e-gov.go.jp>

労働基準法等の規定に基づく届出等の電子申請について（厚生労働省ホームページへリンク）
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184033.html>

【お問い合わせ先】

千葉労働局労働基準部監督課 電話：043-221-2304 FAX：043-221-4407